



平成 20 年 3 月 3 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)

本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

問い合わせ先

責任者役職名 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長

氏 名 山口 英大

代表TEL 06-6440-3111

定款の一部変更について

当社は、平成 20 年 3 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 20 年 4 月 24 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状を勘案して事業目的を追加するとともに、文言の明確化及び整備を行うため、第 2 条(目的)を変更するものです。
- (2) 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の議長にあたるよう、第 16 条(議長)を変更するものです。
- (3) 社外取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条(社外取締役の責任限定契約)を新設し、併せて、現行第 28 条～第 38 条を第 29 条～第 39 条に繰り下げるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙（新旧対照表）のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 4 月 24 日（木曜日）
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 20 年 4 月 24 日（木曜日）

(注) 上記の内容につきましては、平成 20 年 4 月 24 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>建物、構築物の設計、施工、請負及び監理</u> 2. <u>建築材料の製造並びに売買</u> 3. <u>緑化造園材料その他土木建築工事用資材の売買</u> 4. <u>地域開発、都市開発、土地造成及び環境整備に関する調査、企画、設計、施工、監理、エンジニアリング、マネジメント及びコンサルティング業務の請負又は受託</u> 5. <u>建設工事の設計、施工、請負並びに監理</u> 6. <u>土木工事、大工・左官・土工・屋根工事、石・タイル・れんが・ブロック・ガラス工事、管工事、塗装・防水工事、内装仕上・建具工事、電気・電気通信工事、機械器具設置工事、鋼構造物・鉄筋工事及び水道・消防施設工事の設計、施工、請負及び監理</u> 7. <u>不動産の売買、賃貸借、管理及び鑑定並びに不動産経営コンサルティング</u> 8. <u>不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理</u> 9. <u>樹木の育成及び売買並びに造園の設計、施工及び請負</u> 10. <u>家具、室内装飾品、家庭用電気製品、照明機器・給排水設備・空調設備機器・厨房機器等の住宅設備機器、門扉・フェンス等の住宅付属設備及び日用品雑貨の売買</u> 11. <u>情報処理サービス事業並びに出版物の製作及び売買</u> 12. <u>コンピューターソフトウェア及び情報処理システムの開発及び売買</u> 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>建築工事の請負及び施工</u> 2. <u>建築物の設計及び工事監理</u> 3. <u>造園工事及び外構工事の設計、請負、施工及び監理並びに樹木の育成及び売買</u> 4. <u>土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負及び施工</u> 5. <u>不動産の売買、交換及び貸借並びにこれらの仲介及び代理</u> 6. <u>不動産の管理及び鑑定並びに不動産コンサルティング</u> 7. <u>地域開発、都市開発及び環境整備に関する調査、企画、設計、エンジニアリング、マネジメント及びコンサルティング</u> 8. <u>土地の測量及び地質調査</u> 9. <u>第二種金融商品取引業</u> 10. <u>建築材料及び緑化造園材料の製造及び売買</u> 11. <u>家具、室内装飾品、家庭用電気製品、住宅設備機器、医療機器及び日用品雑貨の売買</u> 12. <u>廃棄物の収集、運搬、処分及び再資源化に関する事業</u> 13. <u>有料老人ホームその他医療・介護系施設の経営並びにこれらに関する経営コンサルティング</u> 14. <u>情報処理サービス事業並びに出版物の製作及び売買</u> 15. <u>コンピューターソフトウェア及び情報処理システムの開発、<u>売買及び貸借</u></u> 16. <u>特許権その他知的財産に関する権利の取得、利用及び管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>13. <u>スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン・喫茶店等飲食店、ホテル・旅館等宿泊施設及び売店の経営並びにこれらに関する経営コンサルティング</u></p> <p>14. <u>各種催し物の企画及び請負並びにカルチャーセンターの経営</u></p> <p>15. <u>道路貨物運送業及び倉庫業並びにその取次及び代理業務</u></p> <p>16. <u>金銭の貸付、債務の保証及び動産のリース業</u></p> <p>17. <u>広告代理業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>18. <u>当社と同一資本系列会社のための福利厚生施設経営</u></p> <p>19. <u>前各号に付帯する諸般事業をなすこと</u></p>	<p>17. <u>スポーツ施設、保養所、研修所、飲食店、宿泊施設及び売店の経営並びにこれらに関する経営コンサルティング</u></p> <p>18. <u>各種催し物の企画、運営及び請負並びにカルチャーセンターの経営</u></p> <p>19. <u>道路貨物運送業、倉庫業及び警備業並びにこれらの取次及び代理</u></p> <p>20. <u>金銭の貸付、債務の保証及び動産のリース業</u></p> <p>21. <u>有価証券の保有、売買及び運用</u></p> <p>22. <u>広告代理業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>23. <u>職業能力開発施設の運営</u></p> <p>24. <u>当社と同一資本系列会社のための福利厚生施設経営</u></p> <p>25. <u>前各号に付帯する諸般事業をなすこと</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。但し、取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第28条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第28条～第38条 (記載省略)</p>	<p>第29条～第39条 (現行どおり)</p>

以 上